

作成例

この書類はあくまでも作成の一例です。各事業者において作成をして下さい。
確認内容を記載した作業マニュアル等を作成済みであれば、その写しでも差し支えありません。

フロン類・エアバック類の装備確認方法について

株式会社 呉市自動車

自動車リサイクル法の規定に基づき、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーにフロン類が含まれるかどうかの確認は、以下の方法により確認することとし、この書類を事業場に備えることにより行うこととします。

フロン類（エアコン）の装備の有無を確認

エンジンルーム内においてカーエアコンシステム（コンデンサー、コンプレッサー、エアコン配管等）の搭載の有無を確認します。）

装着あり フロン類が含まれていると判断する

装着無し フロン類が含まれていないと判断する

事故等で車両前方部が破損している場合

- ・前項によりカーエアコンの有無を確認する。
- ・カーエアコンの配管や、ゴムホースに裂傷や穴あきがないか確認する。
- ・コンデンサーの破損状況を確認する。

装着無し フロン類が含まれていないと判断する

装着あり

配管やコンデンサー等に破損がある フロン類が含まれていないと判断する

破損は見つからない フロン類が含まれていると判断する

その他

必要に応じ使用済自動車の引取時にエアコンディショナーの状態等についての聴き取り等を行う。

また、この際にフロン類の種別の確認も行い、引取報告時に確認した種別（CFC又はHFC）の報告を行うこととします。

〔参 考〕

2. エアバック類の確認方法

使用済自動車の運転席エアバック、助手席エアバック、サイドエアバック、シートベルトプリテンショナー（リトラクター、バックル、ファイナルアンカー等）について装着の有無を確認します。（装着位置等については各メーカーから出されているマニュアル等により確認を行うこととします。）

で装着の確認されたものについて、目視等により作動済であるかどうかの確認を行います。